

預 金 規 定 集

・期 日 指 定 定 期 預 金 規 定	2
・自 動 継 続 期 日 指 定 定 期 預 金 規 定	2
・自 由 金 利 型 定 期 預 金（M 型）規 定（ス ー パ ー 定 期）	3
・自 動 継 続 自 由 金 利 型 定 期 預 金（M 型）規 定（ス ー パ ー 定 期）	3
・自 由 金 利 型 定 期 預 金 規 定（大 口 定 期 預 金）	4
・自 動 継 続 自 由 金 利 型 定 期 預 金 規 定（大 口 定 期 預 金）	5
・定 期 預 金 共 通 規 定	6
・定 額 複 利 預 金 規 定	8
・自 動 継 続 定 額 複 利 預 金 規 定	8
・定 額 複 利 預 金 共 通 規 定	9
・積 立 定 期 預 金 規 定	11
・定 期 積 金（ス ー パ ー 積 金）規 定	14
・譲 渡 性 預 金 規 定	16

期日指定定期預金規定

<非自動継続型>

1. 預金契約の成立および預金の支払時期等

- (1) 期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）は、お客様から当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾することにより契約が成立するものとします。また、この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（証書（通帳）記載の据置期間満了日）から証書（通帳）記載の最長預入期限までの間に任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当金庫にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1か経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (5) この預金は、債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、満期日前に解約できません。

2. 利息

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 1年以上2年未満…証書（通帳）記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上……………証書（通帳）記載の「2年以上」の利率
（以下「2年以上利率」といいます。）
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当金庫が預金者からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のために解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合の利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

この他、「定期預金共通規定」が適用されます。

以 上
(2020年4月1日現在)

自動継続期日指定定期預金規定

<自動継続型>

1. 預金契約の成立および自動継続

- (1) 自動継続期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）は、お客様から当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾することにより契約が成立するものとします。また、この預金は、証書（通帳）記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、別にお知らせする継続日における利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをした

ときは、その定めによるものとします。

- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

2. 預金の支払時期等

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
 - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（証書（通帳）記載の据置期間満了日）。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当金庫にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
 - ② 継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1か経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。
- (4) この預金は、債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、満期日前に解約できません。

3. 利息

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満……………証書（通帳）記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上……………証書（通帳）記載の「2年以上」の利率
（以下「2年以上利率」といいます。）
- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって継続日に指定口座へ入金または元金に組入れます。
- (4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) 当金庫が預金者からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のために解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合の利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

この他、「定期預金共通規定」が適用されます。

以 上
(2020年4月1日現在)

自由金利型定期預金（M型）規定 （スーパー定期）

<非自動継続型>

1. 預金契約の成立および預金の支払時期等

- (1) 自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、お客様から当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾することにより契約が成立するものとします。また、この預金は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) この預金は、債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、満期日前に解約できません。

2. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数について証書（通帳）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間払日に指定口座へ入金します。

C 定期預金とする場合には、当金庫所定の基準により、中間払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、別にお知らせする中間利払日における利率を適用します。

- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前号にかかわらず約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- ③ 中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) 当金庫が預金者からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のために解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合の利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
 - C 1年以上3年未満……………約定利率×70%
- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%

- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上4年未満……………約定利率×90%

- ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
 - C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
 - D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
 - E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
 - F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×80%
 - G 3年以上5年未満……………約定利率×90%

- ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満……………約定利率×30%
 - C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%
 - D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%
 - E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60%
 - F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70%
 - G 3年以上4年未満……………約定利率×80%
 - H 4年以上5年未満……………約定利率×90%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. 中間利息定期預金

- (1) 中間利息定期預金の利息については、第2条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として証書（通帳）を発行しないこととし、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するとき、または中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

4. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

この他、「定期預金共通規定」が適用されます。

以 上
(2020年4月1日現在)

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 （スーパー定期）

<自動継続型>

1. 預金契約の成立および自動継続

- (1) 自動継続自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、お客様から当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾することにより契約が成立するものとします。また、この預金は、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、別にお知らせする継続日における利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (4) この預金は、債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、満期日前に解約できません。

2. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、2においても同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について証書（通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。
- なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前号にかかわらず約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日に支払います。
- ③ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金および預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ② 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
- A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
- B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、別にお知らせする中間利払日における利率を適用します。
- 満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。
- ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ④ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息は除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの日数について解約日または書換継続日における普通預金の利率によって計算します。

- (4) 当金庫が預金者からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のために解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合の利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。

利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日

までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
C 1年以上3年未満……………約定利率×70%

- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
F 2年6か月以上4年未満……………約定利率×90%

- ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×80%
G 3年以上5年未満……………約定利率×90%

- ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満……………約定利率×30%
C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%
D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%
E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60%
F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70%
G 3年以上4年未満……………約定利率×80%
H 4年以上5年未満……………約定利率×90%

- ⑤ この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. 中間利息定期預金

- (1) 中間利息定期預金の利息については、第2条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として証書（通帳）を発行しないこととし、次により取扱います。
- ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するとき、または中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

4. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

この他、「定期預金共通規定」が適用されます。

以上
(2020年4月1日現在)

自由金利型定期預金規定 (大口定期預金)

<非自動継続扱い>

1. 預金契約の成立および預金の支払時期

- (1) 自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、お客様から当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾することにより契約が成立するものとします。また、この預金は、通帳（証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) この預金は、債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、満期日前に解約できません。

2. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約

自動継続自由金利型定期預金規定 (大口定期預金)

＜自動継続型＞

1. 預金契約の成立および自動継続

- (1) 自動継続自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、お客様から当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾することにより契約が成立するものとします。また、この預金は、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、別にお知らせする継続日における利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (4) この預金は、債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、満期日前に解約できません。

2. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、2においても同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によりします。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数について証書（通帳）記載の中間払利率（継続後の預金の中間払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間払日に支払います。

- ② 中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

- (4) 当金庫が預金者からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のために解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合の利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率

定日数」といいます。）および通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によりします。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数について証書（通帳）記載の中間払利率によって計算した中間払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間払日に指定口座へ入金します。

- ② 中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) 当金庫が預金者からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のために解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合の利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率－約定利率×30%

C 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書（通帳）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

- ② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率。（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率－約定利率×30%

B 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

この他、「定期預金共通規定」が適用されます。

以 上
(2020年4月1日現在)

が0%を下回るときは0%とします。)のうち最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率－約定利率×30%

C 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書(通帳)記載の満期日(継続をしたときはその満期日)まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

- ② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうちいずれか低い利率。

A 約定利率－約定利率×30%

B 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

この他、「定期預金共通規定」が適用されます。

以 上
(2020年4月1日現在)

定期預金共通規定

1. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この預金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、またはこの預金の証書と引換えに、受入店で返却します。

2. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第3条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第3条第4項各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

3. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金の全部または一部(一部は期日指定定期預金に限る。)を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出印章により記名押印して証書(通帳)とともに当金庫本支店に提出してください。
- (2) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。
この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。
- (3) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第8条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第12条第1項で定める当金庫からの通知等による各種確認や提出された資

料が偽りである場合

- ⑤ 第12条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が一定期間解消されない場合

- ⑥ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

- (4) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること。

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

- ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E その他前AからDに準ずる行為

4. 届出事項の変更、証書(通帳)再発行等

- (1) 個人のこの預金の取引において、証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、職業または事業内容、取引を行う目的、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (2) 個人以外のこの預金の取引において、証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、所在地、事業内容、取引を行う目的、法人の場合の実質的支配者、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 証書(通帳)または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書(通帳)の再発行は、当金庫所定の手續をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (4) 証書(通帳)を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

5. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当金庫に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直

ちに書面によって届出てください。

- (5) 前四項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者またはその成年後見人等の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

6. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めるとともに、払戻請求者の預金払戻権限について疑うに足る特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

なお、個人のこの預金の取引において、預金者は、盗取された証書(通帳)を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

7. 盗難証書(通帳)を用いた解約または書替継続による払戻し等

- (1) 個人のこの預金の取引において、盗取された証書(通帳)を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 証書(通帳)の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること。
- ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること。
- ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前二項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この証書(通帳)が盗取された日(証書(通帳)が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書(通帳)を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと。
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと。
 - C 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。
- ② 証書(通帳)の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと。

- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書(通帳)を用いて不正な解約または書替継続による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

8. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金および証書(通帳)は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

9. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法で定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書(通帳)とともに直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 「当金庫ウェブサイトに掲げる」異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限りします。
- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと/当該事由が生じた期間の満期日
 - A 異動事由(当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。)
 - B 当金庫が預金者に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヶ月を経過した場合(1ヶ月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれかの遅い日まで)に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限りします。
- ③ 総合口座規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じた場合他の預金に係る最終異動日等

1 1. 休眠預金等代替金に関する取扱い

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ① この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。)
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

1 2. 取引の制限等

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出するものとします。当該預金者が当金庫に届出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとします。
- (3) 前二項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

1 3. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)

定額複利預金規定

〈非自動継続型〉

1. 預金契約の成立および預金の支払時期等

- (1) 定額複利預金(以下「この預金」といいます。)は、お客様から当

金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾することにより契約が成立するものとします。また、この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日以後の任意の日に利息とともに支払います。

- (2) 前項による預金(一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。)の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から預金証書記載の最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。
- (3) この預金は、債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、満期日前に解約できません。

2. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、預金証書と引換えに、受入店で返却します。

3. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日(最長預入期限以後に支払う場合には最長預入期限)の前日までの日数について次の預入期間に応じた金額階層別(300万円未満または300万円以上)の利率によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
ただし、一部支払いをする場合のこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について、預入日から一部支払い日の前日までの日数について次の預入期間に応じた金額階層別(一部支払い時の元金金額が300万円未満または300万円以上)の利率によって、6か月複利の方法により計算し、一部支払いする元金とともに支払います。

① 6か月以上1年未満	「6か月以上1年未満」の利率
② 1年以上2年未満	「1年以上2年未満」の利率
③ 2年以上3年未満	「2年以上3年未満」の利率
④ 3年以上4年未満	「3年以上4年未満」の利率
⑤ 4年以上5年未満	「4年以上5年未満」の利率
⑥ 5年	「5年」の利率
- (2) この預金の預入日において、元金金額が300万円以上の場合でも、一部支払いによりその元金金額が300万円未満となった場合には、その日から300万円未満の金額階層別利率を適用します。
- (3) この預金の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) 当金庫が預金者からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のために解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

この他、「定額複利預金共通規定」が適用されます。

以 上

(2020年4月1日現在)

自動継続定額複利預金規定

〈自動継続型〉

1. 預金契約の成立および自動継続

- (1) 自動継続定額複利預金(以下「この預金」といいます。)は、お客様から当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾することにより契約が成立するものとします。また、この預金は、預金証書記載の最長預入期限に自動的に定額複利預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、別にお知らせする継続日における利率とします。

定額複利預金共通規定

- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続したときはその最長預入期限。以下同様とします。）までにその旨を申し出てください。この申出があったときは、この預金は最長お預り期限以後に支払います。
- (4) この預金は、債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、満期日前に解約できません。

2. 預金の支払い時期等

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日6か月後の応当日（継続をしたときはその継続日の6か月後の応当日）以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前項による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。
- なお、この預金の一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金について、引続き自動継続の取扱いをします。

3. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、預金証書と引換えに、受入店で返却します。

4. 利息

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い時）に預入日から最長預入期限（解約するときは解約日、ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限。一部支払いをするときは一部支払い日）の前日までの日数について次の預入期間に応じた金額階層別（300万円未満または300万円以上）の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。）によって6か月複利の方法で計算します。
- ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。
- | | |
|-------------|----------------|
| ① 6か月以上1年未満 | 「6か月以上1年未満」の利率 |
| ② 1年以上2年未満 | 「1年以上2年未満」の利率 |
| ③ 2年以上3年未満 | 「2年以上3年未満」の利率 |
| ④ 3年以上4年未満 | 「3年以上4年未満」の利率 |
| ⑤ 4年以上5年未満 | 「4年以上5年未満」の利率 |
| ⑥ 5年 | 「5年」の利率 |
- (2) この預金の預入日において、元金金額が300万円以上の場合でも、一部支払いによりその元金金額が300万円未満となった場合には、その日から300万円未満の金額階層別利率を適用します。
- (3) 継続後の預金についても前二項と同様の方法によります。
- (4) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金または元金に組み入れます。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して預金証書とともに提出してください。
- (5) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。
- (6) 継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (7) 当金庫が預金者からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のために解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (8) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。
- この他、「定額複利預金共通規定」が適用されます。

以上
(2020年4月1日現在)

1. 反社会的勢力との取引謝絶

この預金口座は、第2条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第2条第4項各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2. 預金の解約、書換継続

- (1) この預金を解約、一部支払い、または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して預金証書とともに当金庫本店に提出してください。
- (2) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。
- (3) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第7条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第11条第1項で定める当金庫からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑤ 第11条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が一定期間解消されない場合
 - ⑥ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前AからDに準ずる行為

3. 届出事項の変更、預金証書または通帳の再発行等

- (1) 預金証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、職業または事業内容、取引を行う目的、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある

場合を除き、当金庫は責任を負いません。

- (2) 預金証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは預金証書の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 預金証書を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

4. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当金庫に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前四項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者またはその成年後見人等の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

5. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めるとともに、払戻請求者の預金払戻権限について疑うに足る特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

なお、預金者は、盗取された証書を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

6. 盗難証書を用いた解約または書替継続による払戻し等

- (1) 盗取された証書を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 証書の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること。
 - ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること。
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前二項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この証書が盗取された日（証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと。
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと。
 - C 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。
 - ② 証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗り

またはこれに付随して行われたこと。

- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書により不正な解約または書替継続による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

7. 譲渡、質入の禁止

- (1) この預金および預金証書は、譲渡または質入することはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入を承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

8. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保とするために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。預金証書は当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 「当金庫ウェブサイトに掲げる」異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通

知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限りします。

- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと／当該事由が生じた期間の満期日
- A 異動事由(当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。)
- B 当金庫が預金者に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヶ月を経過した場合(1ヶ月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれかの遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限りします。

10. 休眠預金等代替金に関する取扱い

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
- ① この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと
- ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。)
- ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
- ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
- ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

11. 取引の制限等

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出するものとします。当該預金者が当金庫に届出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとします。
- (3) 前二項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明

等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

12. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
(2020年4月1日現在)

積立定期預金規定

1. 預金契約の成立および預入れの期限等

- (1) 積立定期預金(以下「この預金」といいます。)は、お客様から当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾することにより契約が成立するものとします。また、この預金は、通帳記載の満期日の3か月前までは自由に預入れができます。
- (2) この預金の預入れは1回1,000円以上とします。預入れのときは必ず通帳を持参してください。
- (3) この預金は、当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。
- (4) この預金は、債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、満期日前に解約できません。

2. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。

3. 預金の支払時期

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

4. 利息

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当金庫所定の自由金利型定期預金(M型)または期日指定定期預金の利率によって計算します。ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当金庫所定の自由金利型定期預金(M型)または期日指定定期預金の利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。
- 利率は当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日(すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日)から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) 当金庫が預金者からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のために解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第6条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第4項各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当金庫本支店に提出してください。
- (2) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該預金の解約または書

替継続の手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手続を行いません。

- (3) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合
または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第15条第1項で定める当金庫からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
- ⑤ 第15条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が一定期間解消されない場合
- ⑥ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

- (4) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前AからDに準ずる行為

7. 届出事項の変更、通帳の再発行等

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、職業または事業内容、取引を行う目的、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

- (4) 通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

8. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当金庫に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前四項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者またはその成年後見人等の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

9. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めるとともに、払戻請求者の預金払戻権限について疑うに足る特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

10. 盗難通帳を用いた解約または書替継続による払戻し等

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること。
 - ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること。
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前二項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと。
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと。
 - C 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。
 - ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと。
- (5) 当金庫が、当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受け

た者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合でも、その受けた限度において同様とします。

- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳を用いて不正な解約または書替継続による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

1 1. 譲渡、質入の禁止

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入することはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入を承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

1 2. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれのある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるようになります。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 3. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 「当金庫ウェブサイトに掲げる」異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待

される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと／当該事由が生じた期間の満期日
 - A 異動事由（当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
 - B 当金庫が預金者に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヶ月を経過した場合（1ヶ月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれかの遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
- ③ 総合口座規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じた場合他の預金に係る最終異動日等

1 4. 休眠預金等代替金に関する取扱い

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ① この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

1 5. 取引の制限等

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当金庫に届出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとします。
- (3) 前二項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

16. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(2020 年 4 月 1 日現在)

定期積金(スーパー積金)規定

1. 預金契約の成立および掛金の払込み

- (1) 定期積金（以下「この積金」といいます。）は、お客様から当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾することにより契約が成立するものとします。また、この積金は、証書記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず証書をお差出しください。
- (2) この積金は、債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、満期日前に解約できません。

2. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの証書の当該払込み記載を取消したうえ、受入店で返却します。

3. 給付契約金の支払時期

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

4. 払込みの遅延

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または証書記載の年利回（年 365 日の日割計算）により遅延期間に相当する利息をいただきます。

5. 給付補てん金等の計算

- (1) この積金の給付補てん金は、証書記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ② 当金庫が積金契約者からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のために解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、満期日前の解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ③ 上記①、②の計算に適用する利率は次のとおりとします。
 - A 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が 1 年未満のもの。
解約日における普通預金利率
 - B 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が 1 年以上のもの。
約定年利回×60%（小数点第 4 位以下は切り捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）
 - ④ この計算の単位は 1 円とします。

6. 先払割引金の計算等

- (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書記載の利回に準じて満期日に計算します。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

7. 満期日以後の利息

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

8. 反社会的勢力との取引拒絶

この積金は、第 9 条第 4 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 9 条第 4 項各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの積金の開設をお断りするものとします。

9. 解約

- (1) この積金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して証書とともに当金庫本支店に提出してください。
- (2) 前項の解約手続に加え、当該積金の解約手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続を行いません。
- (3) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または積金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この積金の契約者が第 14 条第 1 項に違反した場合
- ③ この積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第 18 条第 1 項で定める当金庫からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
- ⑤ 第 18 条第 1 項から第 3 項に定める取引等の制限に係る事象が一定期間解消されない場合
- ⑥ この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

- (4) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、積金契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害金については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 積金契約者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 積金契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ③ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前 A から D に準ずる行為

- (5) 前項によりこの積金が解約され掛金残高がある場合、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印してこの証書とともに提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

10. 届出事項の変更、証書の再発行等

- (1) 個人のこの積金の取引において、証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、職業または事業内容、取引を行う目的、その他の

届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

- (2) 個人以外のこの積金の取引において、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、所在地、事業内容、取引を行う目的、法人の場合の実質的支配者、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 証書または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (4) 証書を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

1 1. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、積金契約者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当金庫に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前四項の届出の前に、当金庫が過失なく積金契約者またはその成年後見人等の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

1 2. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めるとともに、払戻請求者の払戻権限について疑うに足る特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

なお、個人のこの積金の取引において、積金契約者は、盗取された証書を用いて行われた不正な解約による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

1 3. 盗難証書を用いた解約による払戻し等

- (1) 個人のこの積金の取引において、盗取された証書を用いて行われた不正な解約による払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、積金契約者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる給付補てん金等に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 証書の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること。
 - ② 当金庫の調査に対し、積金契約者より十分な説明が行われていること。
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが積金契約者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを積金契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる給付補てん金等に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび積金契約者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前二項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、証書が盗取された日（証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書を用いて行われた不正な解約による払戻しが行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - A 当該払戻しが積金契約者の重大な過失により行われたこと。
 - B 積金契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと。
 - C 積金契約者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。
- ② 証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと。

- (5) 当金庫が当該積金について積金契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。積金契約者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該積金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書を用いて不正な解約による払戻しを受けた者その他の第三者に対して積金契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

1 4. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この積金は、当金庫の承諾なしに譲渡、質入れはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫指定の書式により行います。

1 5. 保険事故発生時における積金契約者からの相殺

- (1) この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。なお、この積金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。証書は当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺するものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。
 - ① この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
- (6) 第1項により相殺する場合においてこの積金に相殺額をこえた払込金額（残額部分）が発生する場合には、原則として相殺日からこの積金（相殺適用定期積金）の満期日を満期とする定期預金を作成して受け入れます。

なお、当該定期預金の適用利率については、この積金（相殺適用定期積金）の約定年利回りに準じた利率とします。

16. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

- (1) この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 「当金庫ウェブサイトに掲げる」異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日、ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日

17. 休眠預金等代替金に関する取扱い

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ① この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、）
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ⑤ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

18. 取引の制限等

- (1) 当金庫は、積金契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。積金契約者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を有せず本邦に居住する積金契約者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出るものとします。当該積金契約者が当金庫に届出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとします。
- (3) 前二項の各種確認や資料の提出の求めに対する積金契約者の回答、具体的な取引の内容、積金契約者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

す。

- (4) 前三項に定めるいずれの取引の制限についても、積金契約者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

19. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(2020年4月1日現在)

譲渡性預金規定

1. 預金契約の成立および預金の支払時期

譲渡性預金（以下「この預金」といいます。）は、お客様から当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾することにより契約が成立するものとします。また、この預金は、譲渡性預金証書（以下「証書」といいます。）に記載の満期日以後に支払います。

2. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書に記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、満期日を預入日の2年後の応当日とした場合には、預入日の1年後の応当日（以下「中間利払日」といいます。）を基準として、次により取扱います。

 - ① 預入日から中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した利息（以下「中間払利息」といいます。）を、中間利払日以後に支払います。

なお、中間払利息を請求する場合には、当金庫所定の譲渡性預金中間払利息請求書（以下「中間払利息請求書」といいます。）に、届出の印章により記名押印して、この証書とともに証書に記載の取扱店に提出してください。
 - ② 中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した利息を、満期日以後に、この預金とともに支払います。
- (2) この預金の譲渡があった場合には、この預金の利息は、最終の譲受人に支払います。ただし、中間払利息は、支払請求時の譲受人に支払います。
- (3) この預金は、満期日以後は利息を付けません。
- (4) この預金の付利単位は1,000万円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. 譲渡

- (1) この預金は、利息（未払の中間払利息を含む。）とともにのみ譲渡することができます。その元金の一部を譲渡することはできません。
- (2) この預金の譲渡に関する手続きは次によるものとします。
 - ① 当金庫所定の譲渡通知書に、譲渡人が届出の印章により記名押印するとともに譲受人が記名押印したうえ、確定日付を付し、遅滞なく、この証書とともに証書に記載の取扱店に提出してください。なお、この譲渡通知書に押印された譲受人の印影は、譲受後のこの預金の届出印鑑とします。
 - ② 当金庫は、提出されたこの証書に譲渡についての確認印を押印したうえ返却します。
- (3) この預金は、次の各号の一つにでも該当する場合には、譲渡することができないものとし、次の各号の一つにでも該当し、この預金取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金の譲渡を認めず、この証書に譲渡についての確認印を押印しないことができます。ただし、預金者または譲渡人が、譲渡の相手方が第2号または第3号に該当することを知らなかったことについて重大な過失がなかったとき、ならびに、譲受人が、預金者または譲渡人が次の各号に該当することを知らなかったことについて重大な過失がなかったときは、この限りではありません。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者、譲渡人または譲受人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団

関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ③ 預金者、譲渡人または譲受人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前AからDに準ずる行為
- ④ この預金を質入する場合には、前三項が準用されるものとします。

4. 預金の解約

- (1) この預金は、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を、満期日以後に解約するときは、下記の実取欄に届出の印章より記名押印して証書に記載の取扱店に提出してください。
- (3) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ③ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第 11 条第 1 項で定める当金庫からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ④ 第 11 条第 1 項から第 3 項に定める取引等の制限に係る事象が一定期間解消されない場合
 - ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

5. 届出事項の変更、証書の再発行等

- (1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって証書に記載の取扱店に届出てください。
この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6. 印鑑照合

この証書、中間払利息請求書、譲渡通知書、諸届その他の書類に使用された印影を届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めるとともに、払戻請求者の預金払戻権限について疑うに足る特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

7. 譲受人に対する規定の適用

この規定は、この預金の譲受人についても適用されるものとし、その後の譲受人についても同様とします。

8. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相

殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者（この預金の譲受人も含みます。以下、本条において同じ。）の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、裏面の受取人欄に届出の印章により記名押印して通知と同時に当金庫に提出してください。
- ② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
- ④ 第 2 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれのある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第 1 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

- (4) 第 1 項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 第 1 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当金庫に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前四項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者またはその成年後見人等の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

10. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第 3 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 3 条第 3 項各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11. 取引の制限等

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当金庫に届出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとします。

- (3) 前二項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

12. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(2020 年 4 月 1 日現在)